



報道発表資料の配付日時 1月 21日(金) 17時 15分

発表項目	まん延防止等重点措置協力支援金に係る認証店・非認証店の取扱について										
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発 表 者									
		発表場所									
概 要	<p>まん延防止等重点措置が実施され、要請に応じていただいた飲食店には協力支援金をお支払いさせていただきますが、認証店と非認証店の取扱についてお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 要請内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">通常の営業時間</th> <th style="width: 40%;">認 証 店</th> <th style="width: 40%;">認 証 店 以 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20時を超えて 21時までの営業</td> <td>20時までの時短営業(酒類提供禁止)</td> <td rowspan="2">20時までの時短営業 (酒類提供禁止)</td> </tr> <tr> <td>21時を超えた 営業</td> <td>いずれか選択 ①20時までの時短営業(酒類提供禁止) ②21時までの時短営業(酒類提供20時まで)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 認証店については、要請期間を通して、以下の①、②のどちらかを選択(当初の選択は変更できません)</p> <p>①営業時間は5時から20時まで、酒類提供は行わない</p> <p>②営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時まで</p> <p>※ 全期間通じて①の要請に応じた場合のみ、売上高に応じた1日あたり3万円から10万円の協力支援金を支給します(中小企業・個人事業者の場合)。</p> <p>なお、非認証店が要請期間中に認証店になった場合、認証を受けた日以降から認証店の要請内容に変更となります。</p> <p>※ 大企業の場合は1日あたり売上高の減少額に応じて最大20万円となります。</p> <p>※ 詳しくは別添の資料をご覧ください。</p> <p>2 その他</p> <p>支援金の申請にあたっては、営業時間短縮・休業している案内を店頭に掲示している写真のほか、その他要請に協力いただいたことがわかる書類(写真等)や営業に必要な許可証の写しなどをご提出して頂く予定です。</p>			通常の営業時間	認 証 店	認 証 店 以 外	20時を超えて 21時までの営業	20時までの時短営業(酒類提供禁止)	20時までの時短営業 (酒類提供禁止)	21時を超えた 営業	いずれか選択 ①20時までの時短営業(酒類提供禁止) ②21時までの時短営業(酒類提供20時まで)
	通常の営業時間	認 証 店	認 証 店 以 外								
20時を超えて 21時までの営業	20時までの時短営業(酒類提供禁止)	20時までの時短営業 (酒類提供禁止)									
21時を超えた 営業	いずれか選択 ①20時までの時短営業(酒類提供禁止) ②21時までの時短営業(酒類提供20時まで)										

報道(取材)に当たってのお願い	<p>次のおりフリーフィングを行います。</p> <p>日時：1月21日(金) 定例記者会見終了後15分後を目途に開催</p> <p>場所：記者会見室</p> <p>説明者：経済部経済企画局次長 磯部 政志 経済部経済企画課事業支援担当課長 安彦 秀徳</p>
-----------------	--

担 当 (連絡先)	<p>経済部 経済企画局 経済企画課(担当者:安彦、鎗水)</p> <p>TEL ダイアルイン 011-206-6196 (内線 38-854,855)</p>
--------------	--

■要請内容

通常の営業時間	認証店	認証店以外
20時を超えて21時までの営業	20時までの時短営業（酒類提供禁止）	20時までの時短営業 （酒類提供禁止）
21時を超えた営業	いずれか選択（当初の選択は変更できない） ①20時までの時短営業（酒類提供禁止） ②21時までの時短営業（酒類提供20時まで）	

※認証店については、要請期間を通して、以下の①、②のどちらかを選択（当初の選択は変更できない）

①営業時間は5時から20時まで、酒類提供は行わない

②営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時まで

※全期間通じて①の要請に応じた場合のみ、売上高に応じた1日あたり3万円から10万円の協力支援金を支給する。（中小企業・個人事業者の場合）

なお、非認証店が要請期間中に認証店になった場合、認証を受けた日以降から認証店の要請内容に変更となる。

事例		支給額/日		
		小企業・個人事業者	大企業	
A	全期間 認証店	①20時までの時短営業（酒類提供禁止）	①3～10万円	最大 20万円
B	認証店	②21時までの時短営業（酒類提供20時まで）	②2.5～7.5万円	
C	途中から 認証店	①	①3～10万円	
D	認証店	①	①3～10万円 ②2.5～7.5万円	
E	全期間 非認証店	①20時までの時短営業（酒類提供禁止）	①3～10万円	

※支援金の申請にあたっては、営業時間短縮・休業している案内を店頭に掲示している写真のほか、その他要請に協力いただいたことがわかる写真や営業に必要な許可証の写しなどの書類等をご提出して頂く予定です。

時短営業の案内（酒提供あり）

営業時間短縮のお知らせ

北海道からの要請により、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
時短営業を実施していますので
ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

実施時間
月 日()～ 月 日()

時短後の営業時間
時 分～ 時 分

酒類の提供： 時 分まで

従前の営業時間（短縮前）
時 分～ 時 分

店舗名：

時短営業の案内（酒提供なし）

営業時間短縮のお知らせ

北海道からの要請により、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
時短営業を実施していますので
ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

実施時間
月 日()～ 月 日()

時短後の営業時間
時 分～ 時 分

酒類の提供： いたしません。

従前の営業時間（短縮前）
時 分～ 時 分

店舗名：

休業の案内

休業のお知らせ

北海道からの要請により、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
つぎの期間 **休業**します。
ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

実施時間
月 日()～ 月 日()

従前の営業時間（休業前）
時 分～ 時 分

店舗名：